

秘
有 ・無期限
平成 22 年 2 月 17 日から 平成 32 年 2 月 16 日まで

基 発 0217 第 3 号
平成 22 年 2 月 17 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「一般労働条件の確保・改善に係る監督指導の実施要領
について」の一部改正について

平成 11 年 4 月 16 日付け基発第 250 号「一般労働条件の確保・改善に係る監督指導の実施要領について」（以下「基発第 250 号」という。）については、労働基準法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 89 号）の施行等に伴い、下記のとおり一部を改正し、平成 22 年 4 月 1 日から適用することとしたので、了知の上、効果的な実施に遺憾なきを期されたい。

記

基発第 250 号の一部を次のように改正する。

基発第 250 号の記の 2 の (2) のイ中「後記ロ」を「後記ロ及びハ」に改める。

2 の (2) のロの (イ) の b の (a) 中

2 の (2) のハの (ロ) を次のように改める。

(ロ) 再監督時の措置等

再監督時の措置等については、上記ロの (ロ) によること。

3 の (2) のロの②を次のように改める。

②

[Redacted content]

3の(12)を(13)とし、(11)のロの次に次のように加え、(11)を(12)とする。

ハ 多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化

多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化については、昭和22年9月13日付け発基第17号・昭和63年3月14日付け基発第150号通達を基本としつつ、平成20年9月9日付け基発第0909001号「多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化について」により示した各判断要素を踏まえ、平成20年9月9日付け基発第0909003号「多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化を図るための指導等について」等に基づき、適切に実施すること。

3の(10)のニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加え、(10)を(11)とする。

ロ 時間単位年休

労使協定を締結せずに、時間単位年休を付与している場合には、リーフレット等を活用し法令の内容を周知するとともに、当該労使協定の締結について指導を行うこと。

3の(9)を(10)とし、(6)～(8)を(7)～(9)とし、3の(5)中「法定要件に適合した」を「法定要件を具備した」に改め、(5)を(6)とする。

3の(4)中「労働基準法施行規則（以下「則」という。）」を「則」に改め、(4)を(5)とする。

3の(3)の次に次のように加える。

(4) 代替休暇の適正化

イ 着眼点

(イ) 労使協定において必要な事項が記載され要件を具備しているか、また就業規則等に休暇として必要な事項が記載されているかを確認すること。

(ロ) 労使協定に「労働者の意向を踏まえた代替休暇の取得日の決定方法」が定められているかを確認すること。

ロ 措置要領

(イ)

[Redacted text block]

また、再監督時の措置等については、上記 2 の (2) のロの (ロ) に準ずること。

[Redacted text block]

(ロ) [Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]